



富職第 47 号
平成30年12月26日

富士見市特別職報酬等審議会会長 様

富士見市長 星野光弘

特別職の期末手当の改定に関する意見について（依頼）

議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の改定についてご審議いただきたく、
下記のとおり意見を求めます。

記

1 意見を求める事項

議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数（割合）の見直しの考え方について

2 意見を求める理由

昨年度の審議会において、本市の特別職の期末手当の支給月数について、「議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数については、一般職の支給状況並びにその職務の特殊性などに応じて定めるべき」と引き続き検討事項とする意見を頂戴したところです。

また、県内他市においては、特別職の期末手当の支給月数は一般職の期末・勤勉手当の支給月数と連動して改定を行っている団体が多数を占め、平成26年度の人事院勧告以降、一般職の期末・勤勉手当の支給月数増の改定に伴い、特別職の期末手当についても、支給月数増の改定が続いている状況となっております。

一方、本市においては、議会の議員の期末手当は平成21年度から、市長、副市長及び教育長の期末手当は平成22年度から改定を行っていないため、他市との差が徐々に広がりにつつある状況です。

こうした状況から、今後、特別職の期末手当について、支給月数の見直しを検討したく貴審議会の意見を求めるものです。

以上